（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十九号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年法務省・厚生労働省令第一号）の施行に伴い、並びに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項、第四十五条及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日　厚生労働大臣　加藤　勝信

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加える。

改正後	改正前
職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令	職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令
（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）	（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
（調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令の一部改正）	
第二条　調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令（昭和五十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。	（新設）
第二条中「第六十五条第七項」を「第六十五条第六項」に改める。	
（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）	（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）
第三条　（略）	**第二条**　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第十一の四に規定するさく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装又はビルクリーニングに係る基礎一級又は基礎二級の技能検定に合格した者は、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）の適用については、それぞれ新規則別表第十一の四に規定するさく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・

附　則

この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。